

県南広域振興局長告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年4月1日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 久田笹長根線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
胆沢郡金ヶ崎町六原二の町表216番3地先から64番2地先まで	新	m 44.0～21.1	m 51.4
	旧	21.4～20.8	51.4

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成28年4月1日から同年5月2日まで

- 2（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 胆沢金ヶ崎線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
胆沢郡金ヶ崎町永沢野中4番地先から81番1地先まで	新	m 37.0～10.7	m 73.4
	旧	11.9～8.2	73.4

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成28年4月1日から同年5月2日まで